

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(社会課)

生活保護法による診療所の廃止(〃)

青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

保険医療機関等の指定(保険課)

保険医等の登録(〃)

計量器の定期検査の実施(商工指導課)

◇ 告 示 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第五百八十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十

五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年六月七日

鳥取県知事 西 尾 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高森内科クリニック	鳥取市栄町七〇八	昭和六十三年四月三十日

鳥取県告示第五百九十号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年六月七日

鳥取県知事 西 尾 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岡本医院	東伯郡三朝町大字三朝九六七	昭和六十三年三月十三日

鳥取県告示第五百九十一号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年六月七日

鳥取県知事 西 尾 田 次

指定 番号	種 別	図 書		発 行 記号等	類 別	表示された発 行所名
		題	号			
3051	雑誌その他 の刊行物	THE	ラヂューズ	LJ7-H	アリス出版	
3052	"	KINPATSU	OMANX	JE7-D	キャロル出版	
3053	"	牝	MAGAZINE VOL.5	MM7-H	キャロル出版	
3054	"	少女	JUCY	SJ7-H	ஞコスモデザイン	
3055	"	Dorime		DM7-H	ஞコスモデザイン	
3056	"	抱擁		JE7-g	ஞコスモデザイン	
3057	"	淫交 夢感少女		JE7-G	Do 企画	
3058	"	少女凌辱 夢少女		JE7-XB	Do 企画	
3059	"	尻まで濡らして おの娘が欲しいっ！		JE7-H	Do 企画	
3060	"	水密桃 恥部まる見え		JE7-E	Do 企画	

3061	"	MESSAGE		ME7-H	Do 企画	
3062	"	ラブレット		LP7-H	Do 企画	
3063	"	愛隣情話		JE7-F	なし	
3064	"	SMA's 7 8月号増刊 GAL's VIDEO COLLECTION		雑誌 0201 2-8	三和出版株式会社	
3065	"	漫画ストロブ レモンクラブ	11月号増刊	雑誌 コ 下03694 -11/80	株式会社笠倉出版	
3066	"	ザ・裏マガジン ザ・裏マガジン Vol.2	1月号増刊	雑誌 コ 下04-1	コバルト社	
3067	"	アップル通信 ベストヒテナ	1月増刊号 NO.18	雑誌 0156 0-1	三和出版株式会社	
3068	"	メロン通信	2月号	雑誌 コ 下186 0-2	コバルト社	
3069	"	Cosmos 通信	3月号	雑誌 1396 3-3	考友社出版株式会社	
3070	"	アップル通信	3月号	雑誌 0155 9-3	三和出版株式会社	
3071	"	THEポッキー通信	5月号	雑誌 コ 下134 5-1	三共図書出版社	
3072	"	オレマジ通信	6月号	雑誌 コ 下021 8-6	株式会社東京三世	
3073	"	THEピチオワールド	6月号	雑誌 コ 下17-6	株式会社白夜書房	
3074	"	Gals Action	7月号	雑誌 0258 9-7	考友社出版株式会社	
3075	"	ザ・ベスト MAGAZINE	7月号	雑誌 コ 下140 0-7	KKベストセラー	
3076	"	VIDEGAL 通信 NO. 5		なし	株式会社浪速書房	

鳥取県告示第五百九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二條の規定により告示する。

昭和六十三年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大家医院	鳥取市吉方町二丁目四一〇	昭和六十三年五月九日
大塩内科医院	鳥取市若桜町四九一八	〃
竹内クリニック	鳥取市新町二二二	昭和六十三年五月七日
遠藤医院	八頭郡智頭町大字郷原一五一三	昭和六十三年五月九日
桜井皮膚科医院	鳥取市永楽温泉町一六三	〃
田村医院	鳥取市掛出町一一	昭和六十三年五月十五日
宝意内科医院	米子市万能町一六	〃
米川外科医院	米子市岡三柳大沢八八〇一一	〃

はた薬局

岩美郡国府町新通り二二二五三

荻原歯科医院

鳥取市元町二二七

下北条診療所

東伯郡北条町大字弓原四〇六

福島歯科診療所

倉吉市伊木二四一―一三

森本歯科医院

倉吉市明治町一〇三二

昭和六十三年五月二日

昭和六十三年五月六日

昭和六十三年五月二日

〃

鳥取県告示第五百九十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十三年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
辰見 剛	鳥医第三、六九五号	昭和六十三年四月二十一日
足立 佐知子	鳥薬第六五九号	昭和六十三年五月十一日

浅井 剛	鳥葉第六六〇号	〃
伊藤 敏行	鳥葉第六六一号	〃

鳥取県告示第五百九十四号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、倉吉に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十条の規定により告示する。

昭和六十三年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和六十三年七月四日から
昭和六十四年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

昭和六十三年七月四日 午前十時から
午後三時まで 倉吉市 倉吉市立河北中学校

昭和六十三年七月五日 〃 〃 倉吉福祉会館

昭和六十三年七月六日 〃 〃 〃

公 告

昭和六十三年七月七日	〃	〃	倉吉市立成徳小学校
昭和六十三年七月八日	〃	〃	〃
昭和六十三年七月十四日	午前十時から 正午まで	〃	神鋼機器工業株式会社
〃	午後一時から 午後三時まで	〃	日本庄着端子製造株式会社
昭和六十三年七月十五日	午前十時から 正午まで	〃	倉吉市立成徳小学校

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和63年6月7日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	昭和63年7月20日 午前10時30分から 午後4時00分まで	米子市花町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口、 黒坂及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
	昭和63年7月4日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市花町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口 及び黒坂の各警察 署の管内に居住す る者
	昭和63年7月18日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議 室	倉吉及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
経験者講習	昭和63年7月27日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第1庁舎地下 1階第1会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭及び浜村の各 警察署の管内に居 住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】